

配当可能利益の額の計算に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十八(八)付表 平三十・四・一以後終了事業年度分

買換特例圧縮積立金個別控除額の計算											
特例適用条項	1	措法・震災特例法 第条第項	措法・震災特例法 第条第項	措法・震災特例法 第条第項							
不動産の種類	2				計						
買換特例圧縮積立金積立額	3	円		円		円	円				
控除限度割合 ⁽¹⁾	4										
買換特例圧縮積立金個別控除額 ^{(3)×(4)}	5	円		円		円	円				
控除限度割合の計算											
譲渡利益金額の計算	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	6	円	譲渡利益金額 ⁽⁶⁾⁻⁽⁹⁾ (マイナスの場合は0)	10	円					
	譲渡直前の額	7				控除限度割合 ⁽¹⁰⁾ (3の計) (1を超える場合は1)	11				
	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	8									
	計 ⁽⁷⁾⁺⁽⁸⁾	9									
繰越利益等超過純資産控除項目額の計算											
評価・換算差額等の額等	12	円	繰越利益等超過純資産控除項目額 ⁽¹³⁾⁻⁽¹⁷⁾ (マイナスの場合は0)		14	円					
純資産控除項目額 ^{(12)が0を下回る場合のその下回る部分の金額}	13		繰越利益等超過純資産控除項目額累計 ^{(前期の(15)+(14))}		15						
前期繰越利益等の額の計算											
前期繰越利益の額	16	円	左の内訳	買換特例圧縮積立金の前期末残額 ^{(前期の(29の計)-(30の計))}		20	円				
任意積立金の額	17			一時差異等調整積立金の額		21					
目的取崩額	18			その他の前期繰越利益等の額 ⁽¹⁹⁾⁻⁽²⁰⁾⁻⁽²¹⁾ (マイナスの場合は0)		22					
調整前前期繰越利益等の額 ⁽¹⁶⁾⁺⁽¹⁷⁾⁺⁽¹⁸⁾	19										
前期繰越利益等の額の調整											
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 ^(35の計)	23	円	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 ^(5の計)		25	円					
一時差異等調整積立金の取崩額 ^{(別表十(八)「15」)}	24		一時差異等調整積立金の積立額 ^{(別表十(八)「15」)}		26						
			調整後前期繰越利益等の額 ⁽¹⁹⁾⁻⁽²³⁾⁻⁽²⁴⁾⁺⁽²⁵⁾⁺⁽²⁶⁾		27						
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算											
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 ^{(前期までの(35)の累計)}	差引残額 ⁽²⁹⁾⁻⁽³⁰⁾	取崩額の内訳		貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額 ^{(31)×$\frac{(32)+(33)}{(32)+(34)}$}			
	28	29	30	31	目的取崩額	分配目的取崩額	34	35			
・		円	円	円	円	円	円	円			
・											
・											
計											
繰越利益等超過純資産控除項目控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算											
純資産控除項目額 ⁽¹³⁾	36	円	加算純資産控除項目減少額 ^{(22)、(38)又は(39)のうちいずれか少ない金額}		40	円					
前期の純資産控除項目額 ^{(前期の(13))}	37		繰越利益等超過純資産控除項目控除額の残額 ^{(前期の(15)-(前期の(43))}		41						
純資産控除項目減少額 ⁽³⁷⁾⁻⁽³⁶⁾ (36≥37の場合は0)	38		当期加算額 ^{(40)と(41)のうち少ない金額}		42						
純資産控除項目超過繰越利益額 ⁽²⁷⁾⁻⁽¹³⁾ (マイナスの場合は0)	39		加算額の累計 ^{(前期の(43)+(42))}		43						

別表十（八）付表の記載の仕方

この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。